

筑波大学
2026年 新入生歓迎期間
新歓期間要項 別冊



目次

新入生歓迎活動規程.....	2
SNS ガイドライン	5
新歓委から発する情報の取り扱い.....	7
プライバシーポリシー.....	8

筑波大学 新入生歓迎活動規程

2024年1月24日

2025年1月22日 改正

全学学類・専門学群・総合学域群代表者会議決議

第1条（目的）

この規程は、新入生歓迎活動（以下、「新歓活動」という。）が秩序を保って行われ、新入生の安全が確保される環境の整備を目的とする。

第2条（対象）

すべての学生は、学生団体、学生組織その他の学内で活動する大学から認定を受けた団体（以下、「学生団体等」という。）の新歓活動に際し、この規程に従わなければならない。

2

新歓活動は、学生が学生団体等を代表してこれを行う。

第3条（新入生歓迎活動）

新歓活動とは、自身の所属する団体又はその活動を新入生に紹介し、新たな構成員の勧誘を目的とした集会、掲示、広報などの勧誘活動をいう。

第4条（新入生歓迎期間）

入学式の開催日から5月末日までを、新入生歓迎期間（以下、「新歓期間」という。）と呼称する。

第5条

すべての学生団体等は、新歓期間以前に新歓活動を行うことができない。

2

前項の規定にかかわらず、以下に掲げる活動は、これを規制しない。

- 一、SNSを通じた広報活動
- 二、その他新歓委が別に定める活動

第6条（新入生歓迎委員会）

新歓期間の事業の運営及び学生団体等の統括は、文化系サークル連合会、体育会及び芸術系サークル連合会（以下、「三系」という。）並びに全学学類・専門学群・総合学域群代表者会議（以下、「全代会」という。）の申合せにより組織される新入生歓迎委員会（以下、「新歓委」という。）が、これを行う。

第7条（新入生歓迎祭）

新入生歓迎祭（以下、「新歓祭」という。）は、入学式が挙行される日の翌日以降に、新歓委がこれを開催する。

第8条

すべての学生団体等は、新歓祭に参加することができる。

2

一般学生団体は、新歓祭の参加に際し運営費として新歓委の定める金額を納入しなければならない。

第9条（掲示・配布）

すべての学生団体等は、新歓活動としての広報物の掲示又は配布に際し、新歓委が別に定める手続きを行わなければならない。

第10条（活動場所）

学内における新歓活動は、新歓委が定める活動可能場所にてこれを行う。

第11条（許可証の携帯）

前条に定める活動を行う際は、新歓委の発行する許可証を携帯しなければならない。

第12条（三系所属団体の優先権）

三系に属する課外活動団体は、新歓期間の活動において他の学生団体等に対し優先権行使することができる。

2

前項に定める優先権は特設掲示板の利用など、すべての学生団体等が公平に掲示・活動することが困難な事柄に行使でき、対象となる新歓活動は新歓委が定める。

第13条（新歓活動における禁止事項）

新歓活動において以下に掲げる事項を行ってはならない。

- 一、法令、大学の定める諸規則その他公序良俗に違反する行為
- 二、新入生を身体的、心理的に傷つける行為
- 三、新入生に対する強引な勧誘行為
- 四、学生団体等を代表せずに新歓活動に類する行為
- 五、他団体の新歓活動を妨害する行為
- 六、特定の政党若しくは宗教団体に係る活動並びにこれらに誘導する行為
- 七、商業活動及びこれに誘導する行為
- 八、第10条及び第11条の規定に反する行為
- 九、新歓委の管理するWebページへの、著作権の侵害、特定の個人若しくは団体の誹謗中傷その他公序良俗に違反する書き込み
- 十、学外者による勧誘行為
- 十一、本人の所属する団体以外への勧誘行為
- 十二、その他新歓委が不適切であると判断する行為

第14条（宿舎エリアでの勧誘）

宿舎エリアにおける新歓活動は、新歓委が別に定める事項に則り、これを行う。

2

宿舎エリアは、平砂、追越、一の矢、春日の宿舎周辺等をいう。

第15条

宿舎エリアでの新歓活動においては、第十三条各号に定める事項に加え、以下に掲げる事項を行ってはならない。

- 一、宿舎内への立ち入り
- 二、駐車場及び駐輪場以外への無許可での駐車や駐輪
- 三、宿舎放送の使用
- 四、午後9時から午前8時までの間の新歓活動
- 五、騒音など住民に迷惑をかける行為
- 六、その他新歓委が不適切であると判断する行為

第16条（細則）

その他必要な事項は新歓委が別に定める。

第17条（罰則）

この規程又は新歓委が別に定める事項に違反する行為を確認したとき、その違反の規模、確認した事実を新歓委及び大学と共有する。

2

新歓委は、確認された違反の内容に応じて、当該学生団体等に罰則を与える。

3

違反の確認は、新歓委及び新歓委が委託する者がこれを行う。

4

罰則の方法は、新歓委が別に定める。

第18条（改廃）

この規程の改正及び廃止は、全代会の承認による。

2

この規程を改正又は廃止する議案は、すべての系別責任者会議及び全代会の合意の下に発議される。

附則

本規程は、令和6年1月24日から施行する。

附則

この規程は、2025年1月22日から施行する。

SNS ガイドライン

SNS 投稿の基本ルール

- 団体のアカウントのプロフィール欄では、**団体の所属を明記してください。** 団体所属の明記が公的な団体としての証明になります。
 - 「課外活動団体」「一般学生団体」の別や、課外活動団体の場合には所属の系を記してください。
 - 一般学生団体は系に所属していないため、「一般学生団体（文化系）」などの表記になります。例年、混同して記載されている団体が散見されます。「○○連合会所属」と記載できるのは三系に所属している課外活動団体のみです。
- 公的な学生団体等として統一性を持たせるために、プロフィール欄では「#筑波新歓2026」のハッシュタグをつけてください。
- 投稿を行う際には、「#筑波新歓2026」のハッシュタグをつけて投稿してください。
 - 「春から筑波」等のハッシュタグは新入生同士の交流を妨げる原因となりますので、節度のある利用頻度となるようご配慮願います。

SNS 利用上の注意

SNS を利用する団体には「規則・罰則」（新歓期間要項 5 頁参照）に記載の事項のほかに守っていただきなければならない事項があります。SNS は既知の通り、影響力が強いうえに拡散スピードが早く、些細なことでも新入生や関係者に甚大な影響を及ぼしてしまう恐れがあります。特に新入生は情報入手の手段として SNS を多分に頼りとするため、自身や所属団体の発信が新入生の動向を左右するものであることを忘れないでください。また、筑波大学および学生団体等を代表して活動する学生である自覚をもち、不適切な発言、誹謗中傷、宗教・政治・商業活動への誘導、不確定情報や虚偽情報の発信を行わないでください。

禁止事項

SNS を用いた新歓活動では以下の事項を禁止します。違反をした団体にはその内容に応じて罰則点を付与します。内容の程度や悪質性によっては 1 回で新歓活動禁止となる場合があります。加えて、（＊）が付された事項が行われた場合、罰則点に限らず当該団体の本年における SNS 上での新歓活動を禁止いたします。また、DM やリプライによってその行為が行われた場合、すべての団体の DM・リプライを禁止いたします。

- 刑罰法令に反する発信（＊）
- 不正アクセスにあたる行為（＊）
- DM 等を用いた強引な勧誘活動
- 他団体や他人へのなりすまし
(団体を代表して SNS を運用する場合は、適切な団体の所属を明示すること)
- 大学、特定の団体または個人を誹謗中傷する投稿や発言（＊）

- 大学の品位を損なう投稿や発言（＊）
- 不必要な個人情報の収集
- 著作権や肖像権、プライバシーの侵害にあたる投稿や発言
(個人が写った画像・動画を投稿する場合は、写っている個人に掲載許可をとること)
- 正確ではない情報の発信（＊）
- 宗教・政治・商業活動への誘導（＊）

個人情報の取り扱い

SNS を通じた新入生の個人情報や連絡先の収集は、頻度・内容ともに最小限に抑えてください。新入生に個人情報や連絡先を尋ねる場合は、団体アカウントの DM やリプライなどの不特定多数が情報を見ることができる場所で行うことは絶対に避け、適切な情報収集フォームを用意し、集めた情報を不特定多数の団体構成員が閲覧するがないように十分に管理してください。

新歓期間以前の SNS 広報

新歓期間以前の SNS による活動は、「新歓期間以前の勧誘活動」の規制対象外とします。ただし、SNS を通じて、不特定多数の新入生の勧誘を目的として集合等をさせ、あるいは実際は行わなくともそのような趣旨の投稿を行った場合は「新歓期間以前の勧誘活動」として罰則の対象とします。新歓期間以前に、新歓期間中に行う演目や新歓イベントの広報や集客、出席確認を行うことは可能とします。

新歓委から発する情報の取り扱い

新歓委は担当者連絡会や Teams にて新歓期間に関するたくさんの情報を発信してまいります。これらの情報には、学生団体等向けに限定をして発信をしている情報が多くあります。つきましては、新歓委からの情報の共有は、自身の所属する団体の構成員に留め、関係のない第三者へ提供を行わないようにお願いいたします。この内容は団体構成員に必ず周知するようお願いいたします。

具体的な禁止事項

- 新歓委から提供する情報を、自身の所属する団体とは関係のない第三者へ共有する行為
- 事実確認をしない憶測での情報共有
- 個人アカウントでの発信を含む、不適切なかたちでの SNS での情報発信

SNS における情報の取り扱い

SNS 上において、プライベートアカウント、個人アカウントまたは団体アカウントに限らず、以下に該当する事項は絶対に行わないでください。

- 新歓委から提供する資料やそのスクリーンショットを掲載し、第三者に拡散する行為
- 新歓委の公式 SNS などが公開していない情報を発信する行為（タイムスケジュールや会場の情報など）
- 個人の所在地が特定されるような情報の発信

新入生からの問い合わせ

新歓委が SNS 等で新入生に向けて公式に発信していない情報について学生団体等に問い合わせがあったときには勝手に回答せず、新歓委の情報を待つか、新歓委に問い合わせるようにご誘導ください。

プライバシーポリシー

新歓委は参加団体から提供を受けた個人情報を適切に管理します。また、以下以外の目的で個人情報を収集する場合、利用目的を事前にお知らせします。

新歓期間の実施に関わる連絡・調整のため
 三系・全代会・大学に提出する筑波大学新入生歓迎期間運営計画書の作成のため
新歓委は以下の場合を除き、本人からの承諾を得ることなく、個人情報を第三者に提供することはありません。

- 新歓委が三系・全代会・大学に筑波大学新入生歓迎期間運営計画書を提出する場合
- 大学から学則に基づく要請を受けた場合
- 法令により認められている場合

